

2012年7月5日

## エコマーク商品類型 No.118「プラスチック製品 Version2.5」 認定基準の部分的な改定について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

2012年3月23日に開催された第8回エコマーク基準審議委員会の審議において、現行のエコマーク共通規定（難燃剤の使用について、抗菌剤の使用について、生分解性プラスチックの表示について）を廃止し、難燃剤・抗菌剤が使用される可能性の高い商品分野については、個別商品類型ごとに難燃剤・抗菌剤の基準を追加する部分改定を検討することとなった。その審議結果を受け、難燃剤・抗菌剤の使用が一部の製品で想定される本商品類型において、部分改定を行います。

梱包用バンドについては、グリーン購入法との整合を図る部分改定を行います。

食品容器については、平成24年4月27日付の厚生労働省医薬食品局食品安全部長通達の内容に関する基準項目を追加します。

No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.11」分類C-7タイルカーペットが2012年5月1日に制定されたことに伴い、対象品目からタイルカーペットを削除します。

また、2011年4月に改定された「エコマーク商品類型・認定基準の制改定等に関する諸ガイドラインおよび規程」-1.認定基準策定の方針2.3)に基づき、定性的（報告）基準の削除を行います。

### 2. 改定の概要

上述のエコマーク基準審議委員会において、基本形として承認された難燃剤・抗菌剤の使用に関する内容を基準項目として追加します。また、梱包用バンドに関する再生材料の基準配合率、食品容器に関する基準項目を追加し、対象品目のタイルカーペットおよび定性的（報告）基準項目の削除を行います。

### 3. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### 4 1. 環境に関する基準と証明方法

##### 4 1 1. 材料の使用に関する基準と証明方法

(1) 製品は別表1に示す商品分類区分毎に、製品に含まれるプラスチックの重量に占める再生プラスチック材料の重量割合が、別表1に示す基準配合率を満たすこと。プレコンシューマ材料とポストコンシューマ材料を合わせて使用する場合は、別表2の計

算方法に基づき算出した値がプレコンシューマ材料の基準配合率を満たすこと。なお、梱包用バンドについては、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックが製品全体重量の 25%以上使用されていること（ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く）。

#### 4 1 2. リサイクル性に関する基準と証明方法

(5) 複数の異なる材料(紙、木、金属、ガラス、~~木質部、金属~~など)とプラスチックを組み合わせて使用する製品にあっては、使用者によって異種材料部品(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)ごとに分離・分別できる工夫がなされていること(単一の材料で構成される場合は、本項目を適用しない)。

##### 【証明方法】[ 申込者 ]

プラスチックと他材料の分離・分別の工夫について、説明した文書を提出すること。また、プラスチックを他材料と配合している製品は、リサイクルや回収・処理が困難(例：リサイクルが現実に出来ていないもの、粉碎などに要するエネルギーが大きいことなど)ではないことの説明も加えること。

#### 4 1 3. 有害物質に関する基準と証明方法

(8) 製品の処方構成成分としてカドミウム(Cd)、鉛(Pb)、六価クロム(Cr<sup>6+</sup>)、水銀(Hg)およびそれらの化合物を添加しないこと。また、難燃剤として PBB (ポリプロモビフェニル)、PBDE (ポリプロモジフェニルエーテル) および短鎖塩素化パラフィン (鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。  
抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていること。

##### 【証明方法】[ 申込者 ]

製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。難燃剤を使用する場合には、PBB (ポリプロモビフェニル)、PBDE (ポリプロモジフェニルエーテル) および短鎖塩素化パラフィン (鎖状 C 数が 10~13、含有塩素濃度が 50%以上)を処方構成成分として添加しないことを示す証明書を提出すること。抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会の SIAA マーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

(9) 別表 1 に示した「食品・化粧品容器、医療関連」、「装身具・身近細貨品」、「玩具・遊具・スポーツ用品・道具」に該当する製品は、製品の処方構成成分として IARC によって 1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマーを形成させる用途で使用される化学物質(塩

化ビニルモノマー、スチレンなど)を除く。また、別表1に示した「食品・化粧品容器、医療関連」のうち、食品容器に該当する場合には、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成24年4月27日 食安発0427第2号)に基づいて安全性の確保を図っていること。

**【証明方法】[申込者]**

申込商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。また、別表1に示した「食品・化粧品容器、医療関連」のうち、食品容器に該当する場合には、厚生労働省「食品用器具及び容器包装における再生プラスチック材料の使用に関する指針(ガイドライン)」(平成24年4月27日 食安発0427第2号)に基づいて安全性の確保を図っていることを示す文書を提出すること。

(12) 製造にあたって、化学物質の使用が適正に管理されていること。具体的には下記  
のa.とb.を満たすこと。

a. JIS Z 7250に準拠した内容・項目・順序で記載された製品のMSDS(化学物質等安全データシート)を備えていること。

b. 製品の製造に伴って使用・排出される化学物質のうち、PRTR化管法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律—平成11年7月13日 法律第86号)における第1種指定化学物質については、排出・移動先およびその量を報告すること。

(注) 製品区分ごとに満たさなければならない有害物質の認定基準を別表1にまとめた。

**【証明方法】[a.申込者、b.最終製品製造工場]**

a.については、製品のMSDSを提出すること。また、b.についてはPRTR化管法の申請方式に従い、前年度の第1種指定化学物質の使用量、排出・移動先、排出・移動量を報告すること。

**4 1 4. その他に関する基準と証明方法**

(15) 申込商品は、従来の製品と比較して、製品の機能や強度を損なわない範囲で材料の使用量を低減するように軽量化、小型化などの配慮がなされていること。

**【証明方法】[最終製品製造工場]**

製品の製造における、プラスチック使用量を低減するための配慮、工夫について説明した文書を提出すること。従来の製品として比較対象がない場合は、環境配慮型製品としてのポリシーを説明すること。

(17) 製品を製造する工場が、消費エネルギー量、地球温暖化ガス排出量、廃棄物量などの低減に配慮していること。~~さらに申込者は、省エネルギーなどの自主的な環境保全活動に取り組んでいること。~~

【証明方法】[ 最終製品製造工場および申込者 ]

製造工程の概要と、製品を製造する工場において省エネルギー、地球温暖化ガス排出量の削減、廃棄物量の削減を図るために実施している具体的な取り組みを説明した文書を提出すること。~~また、申込者が事業全体として取り組んでいる環境保全活動について説明した文書を提出すること。~~

別表1 製品の対象区分（用途・特性）と基準配合率

対象区分			基準配合率(%)	
分類	区分理由	具体例	プレコン シューマ 材料	ポストコン シューマ 材料
食品・ 化粧品容器、 医療関連	食品・化粧品など、液体を通じて生 体に接触するものを扱う製品	食品用容器・ 化粧品容器など	50	25
装身具・ 身辺細貨品	身につけるものなど、人体(肌など) への接触時間が比較的長い製品	衣類・繊維以外の装身具 (プレスレット、アクセサリ など)、ライターなど	50	25
玩具・遊具・ スポーツ用品・ 道具	道具として一定時間使用するなど、 人体(肌など)への接触時間が比較 的短い製品	おもちゃ、スポーツ用具、 工具、遊具(釣具など)、 楽器、娯楽装置など	50	25
記録メディア など	一時的に人体(肌など)と接触し、 データなどの保存等を行う長期使 用を目的とした製品	フィルム、CD-ROM、 MDカセットなど	50	25
包装用品など	一時的に人体(肌など)と接触し、 包装を目的とした使用後廃棄される 製品	包装用品、シートなど	50	25
		梱包用バンド	-	25
屋内設備・ 設置用品	人体との接触がほとんどなく、屋内 において比較的長期間設置する製 品	屋内設備、掲示板、 ボード、置物、マット、 <del>タイ ルカーペット</del> など	50	25
農業・漁業・ 林業用品	人との接触は少ないが、農業・漁 業・林業などを通して、食料源など の生態系に関わる時間が長い商品	養殖用の漁具、 農業・林業用シートなど	50	25
屋外設備・ 設置用品	人体との接触がほとんどなく、屋外 において設置する製品(雨風、土 壤、水域と接触する)	屋外設備、掲示板、 ボード、表示板、置物など	50	25
自己再資源化 製品	回収品をマテリアルリサイクルして 得られる再生プラスチック材料が同 じ製品の材料として使用される製品	-	-	20
その他の製品	～ に含まれない製品		50	25

注1) 4-1-1(3)の要件に該当する場合のみ適用 注2) 自己再資源化製品のうち、～ に分類される製  
品は、～ の要件を満たすこと。

4. 改定日： 2012年7月5日

以上